

# 投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

商号又は氏名 様 (お客様番号: )

商号 株式会社海士資産形成研修所  
住所 〒684-0404  
島根県隠岐郡海士町大字福井 1365 番地 1  
TEL (08514)2-2428

## －契約にあたってのご注意－

### 1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
  - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - ・ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

- ② 当社及び当社と密接な関係にある者がいかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

## 3. クーリング・オフの適用

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、本契約書を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 追加助言、銘柄診断による契約解除も同様となります。
- ④ 契約の解除に伴う報酬の精算は次のとおりと致します。

クーリング・オフ期間である10日以内の契約解除の場合は、契約金額全額をお客様の指定する銀行に振り込ませていただきます。

### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を徴収する。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返却する。

お客様（以下「甲」という。）と株式会社海士資産形成研修所（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

### (投資顧問契約の締結)

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問

契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

(助言の内容及び方法)

第 2 条 乙は、国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

1. 甲は、この契約に合意、署名後に、2 銘柄の助言のみの場合は第 4 条にある乙の銀行口座に 10 万円を振り込むものとする。契約期間は契約締結時から 1 年とする。その報酬は一律 10 万円の契約金額とする。

甲は、この契約の合意、署名後に、乙が米国における乙の業界レポートあるいは乙の米国出張時（東海岸）のサポート等を希望する場合、年 2 回まで行うこととする。

業界レポートあるいは出張時サポートを希望する場合の報酬は一律 10 万円とする。乙が 2 銘柄の助言および業界レポートあるいは米国出張サポートを希望する場合は第 4 条にある乙の銀行口座に 20 万円を振り込むものとする。

希望する契約内容

2 銘柄の助言

出張サポート等

2. 乙は、契約締結時から 1 年以内に甲と契約した助言銘柄の社数を甲に助言する。乙は、契約締結時から 1 年以内に業界レポートあるいは出張時サポートを提供するものとする。

3. 甲は甲自身の保有する証券会社口座を活用して、上記助言銘柄を購入することとする。甲が、その助言銘柄を購入するか否かは甲の判断に委ねるものとする。

4. 甲は、助言銘柄の購入後、買付日、銘柄名、単価、株数を電子メールあるいは手紙により、乙に購入後 1 週間以内に報告することとする。

5. 乙は、助言銘柄に関して、売却のタイミングを助言するものの、その助言が最適のタイミングになるか否かは保証しないものとする。

6. 甲は、年間2銘柄以上の銘柄助言を欲する場合、1銘柄につき5万円を第5条にある銀行口座に振込むものとする。

7. 乙は、助言銘柄による売却益に対し成功報酬を請求しない。

この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務及び助言の業務を行う者 大島健志郎

乙への連絡方法

電話番号 (08514)2-2428 e-メールアドレス oshima@amafp.net

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額は 万円とする。

2 契約締結後、甲は、乙の下記の銀行に 万円を振り込むこととする。

銀行：山陰合同銀行

支店：海士支店

店番：110

口座番号：4500024

フリガナ：カ) アマシサンケイセイケンシュウジヨ

漢字正式名称：株式会社 海士資産形成研修所 代表取締役 大島健志郎

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。

年 月 日 (契約成立日) ～ 年 月 日

(反社会的勢力等の排除)

第 7 条 甲は、乙に対し、甲が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

(2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

(3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

(契約書の事項の変更)

第 8 条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第 9 条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本投資顧問契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、甲乙記名のうえ、各自 1 通を保有する。

甲  
日付

---

乙  
日付

---